

くらしの情報

- 総務課
総務グループ ☎0240-27-2111
企画グループ ☎0240-27-2114

- 町民課
税務グループ ☎0240-27-4160
町民保健グループ ☎0240-27-2113
福祉環境グループ ☎0240-27-2115
保健センター ☎0240-27-3040

- 建設課
建設グループ ☎0240-27-4161
除染対策グループ ☎0240-27-4162
産業グループ ☎0240-27-4163
復興建設グループ ☎0240-27-1251

- 教育委員会事務局
教育グループ ☎0240-27-4166
●出納室 ☎0240-27-4164
●議会事務局 ☎0240-27-4165
●農業委員会事務局 ☎0240-27-4163

お知らせ 税務職員採用試験のお知らせ

仙台国税局では、 税務職員を募集しています

- ▶第一試験日 平成25年9月8日(日)
- ▶受験資格
 - 1 試験年度の4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日から起算して3年を経過していない者および試験年度の3月までに高等学校または中等教育を卒業する見込みの者
 - 2 人事院が1に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ▶受験申込受付時間
【インターネット申込み】
平成25年6月24日(月)から7月3日(水)
【郵送・持参申込み】
平成25年6月24日(月)から6月28日(金)

問 人事院東北事務局 ☎022-221-2022

福祉 広野町金婚祝

金婚祝の申込受付を行います

平成25年に金婚を迎えられるご夫婦(昭和38年に結婚されたご夫婦)は、金婚祝にお申込みください。詳しくは下記にお問い合わせください。

- ▶対象者 町内に住所を有し、平成25年12月31日までに結婚50年を迎える夫婦および資格を得ながらまだ記念品を受けていない夫婦の方。
- ▶申込期限 平成25年7月19日(金)まで
- ▶申込方法 福祉環境グループに必要書類(申込書、戸籍抄本など)を提出してください。
※広野町に本籍があるご夫婦は申込書のみ

問 福祉環境グループ ☎0240-27-2115

お知らせ 双葉警察署からのお知らせ

臨時職員を募集しています

- ▶勤務地 双葉警察署臨時庁舎(道の駅・双葉郡楢葉町)
- ▶採用人数 3名
- ▶業務内容 資料整理、データ入力の事務補助および窓口業務
- ▶雇用期間 雇用開始日から6か月間、契約更新有り
- ▶賃金 22歳未満 日額6,780円
22歳以上 日額7,250円
- ▶通勤手当 有り
- ▶勤務時間 8時30分から17時15分まで
- ▶勤務日 土曜、日曜および祝日を除く平日
- ▶加入年金 雇用保険、健康保険および厚生年金

問 双葉警察署 庶務課 ☎0240-27-1500

総務 クールビズのお知らせ

クールビズを実施しています

5月13日から9月30日までの間、庁舎内省エネ対策として職員の『ノーネクタイ』を実施いたします。環境省では、地球温暖化を防止するため、夏のオフィスの冷房設定温度を28℃程度にすることを広く呼びかけています。その一環として、28℃の冷房でも涼しく効率的に働くことが出来るような「夏の軽装」を「クールビズ」と名付け、推進しています。

問 総務グループ ☎0240-27-2111

お知らせ 難視対策支援のお知らせ

地上デジタルテレビ放送 (地デジ)を受信できない場合は 対策工事が必要です

総務省では、これまで地上アナログテレビ放送を個別受信アンテナで受信できていた地域であって、地理的な条件などにより地デジを個別受信アンテナで受信できない地区(新たな難視地区)において、地デジの受信を目的として対策(共聴施設の新設工事・高性能等アンテナの設置など)を行う場合に、その費用の一部の補助を実施しています。

町内のご自宅への帰還または一時帰宅に備えて、お早めに対策を行いましょう。

なお、難視対策のために共聴施設の設置が必要な地区では、あらためて地区ごとに説明会を開催する予定です。

問 デジサポ福島事業所 ☎024-522-9820

福祉 帰還困難区域の特別通過交通のお知らせ

帰還困難区域への通行が一定条件を 満たせば可能となります

広野町民であって、帰還、通勤、通院などのため、あらかじめ指定された帰還困難区域の道路を通行したい方は、役場にて手続きを行い、審査の結果認められれば、通行が可能となります。

なお、通行に当たっては、一定の制約事項があり、これらを遵守していただきます。

- ▶受付開始日 平成25年6月3日(月)から
- ▶通行開始日 平成25年6月17日(月)から
- ▶通過交通可能なルート 通過交通可能なルートは限られておりますので詳細については、お問い合わせください。

問 福祉環境グループ ☎0240-27-2115

農業 農地関係の一部改正のお知らせ

4月1日より農地を取得する場合の 下限面積が変更となりました

平成25年4月1日以前は、農地を取得する場合、下限面積が50アールとなっており、使用収益権(使用貸借権、賃貸借権)または、売買により50アール以上取得しなければならないこととなっておりました。

広野町では耕作放棄地解消の推進や新規就農者の促進のため、平成25年4月1日より下限面積を50アールから30アールに改正しました。

新しく農業を始める方や、もう少し農地を広げたい方は30アール取得(取得後の面積が30アール以上)すれば良いこととなっております。

問 広野町農業委員会事務局 ☎0240-27-4163

お知らせ 国民年金保険料について

国民年金保険料の月額が 15,040円です

平成25年4月分から平成26年3月分までの国民年金保険料は、月額15,040円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。

未納のまま放置されますと、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、最寄りの市区町村の国民年金担当窓口または年金事務所へご相談するようお願いします。

問 年金事務所 ☎0246-23-5611